

平成 27 年 3 月
国税庁・国税局

国税庁においては、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者の皆様方に自発的な適正申告をしていただく取組を充実させていくこととしており、今般、調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成しましたので、その内容を調査課所管法人の皆様にご案内いたします。

～申告誤りを未然に防止するなど税務上のリスクを軽減～

国税庁においては、皆様から提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp（ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる）】に掲載しました。

- ・ 「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に
- ・ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査に

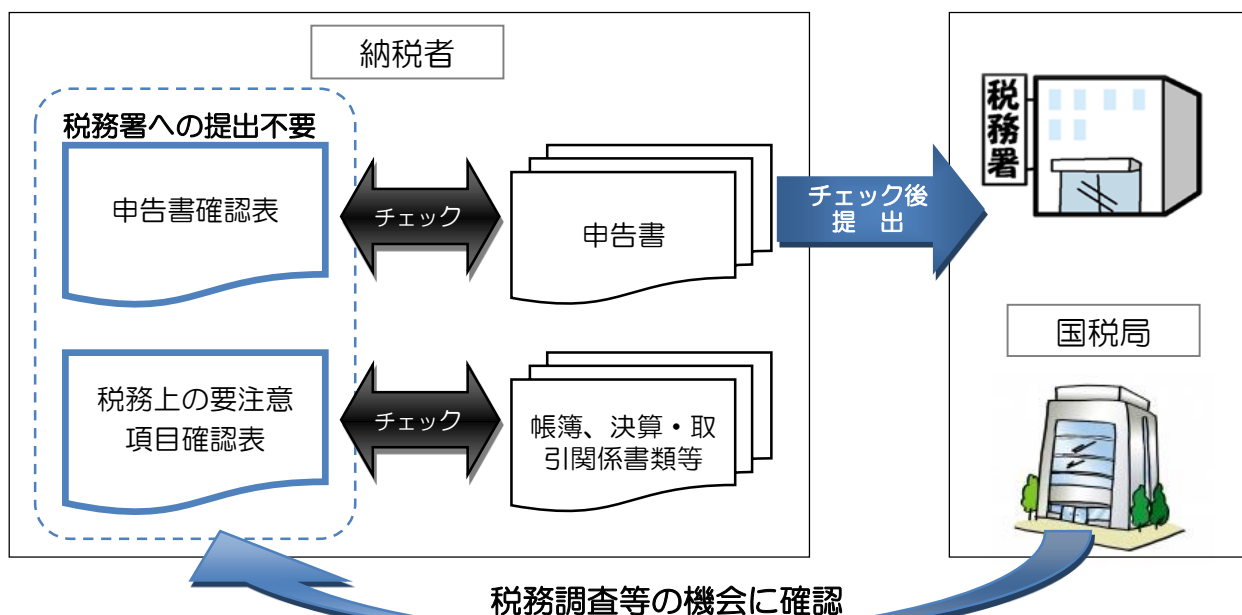
ご活用いただくためのものです。

これらの確認表をご活用いただければ、皆様の申告誤りの未然防止とともに、税務調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えております。

確認表については、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、申告書に添付していただく必要はありません。

なお、ご活用いただいた際には、税務調査などでお伺いした機会に、どれだけ役立ったかなどについてご意見を頂戴するとともに、活用の状況を確認させていただくことを予定しています。

つきましては、国税当局が活用された法人を把握するために、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書」に新たに設ける「活用の有無」欄へのチェックをお願いいたします。



「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表についてのQ&A

Q1	調査課所管法人に対して確認表の活用を促進することとした理由は。
A1	<p>調査課所管法人においては、一般に会社法等に基づく内部統制の整備や企業の社会的責任への要請等からコンプライアンスに対する意識が非常に高い法人も多く、既に、税務面においても適正申告に向けた自主的な対応を行っている法人も少なくありません。</p> <p>国税当局としては、そうした法人の自主性を後押しし、効率的に税務コンプライアンスの維持・向上を図っていくことが、納税者における税務上のリスクの軽減のほか、国税当局にとっても事務の効率化に繋がるものと期待して、今般、確認表を作成し、その活用を促すこととしたものです。</p> <p>なお、事業規模の大きな税務署所管法人が申告書の作成に当たって、自らの判断で活用されることを妨げるものではなく、広く活用していただければと考えております。</p>
Q2	確認表を活用するメリットは。
A2	<p>確認表は、国税当局における申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたものです。</p> <p>このような確認表の活用により、継続して申告書の自主点検や税務上の自主監査を実施いただくことにより、申告誤りや税務処理誤りが予防されていけば、結果として、税務上のリスクの軽減に繋がるものと考えます。</p>
Q3	なぜ、活用した確認表は、提出を要しないのですか。
A3	<p>この確認表は、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、申告書に添付・提出していただく必要はありません。</p> <p>ご利用いただいた際には、税務調査やその他お伺いする機会に、どれだけ役立ったのかや確認表の内容などについてご意見を頂戴するとともに、活用の状況を確認させていただくことを予定しております。</p> <p>なお、活用された法人を国税当局が把握するために、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書」に「活用の有無」欄を設けます。</p> <p>(注)「活用の有無」欄は、平成27年4月1日以後終了事業年度分の会社事業概況書から設けますので、平成27年3月決算法人の方は、会社事業概況書の「※前期と比較して著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。」欄に、「申告書確認表を活用」、「要注意項目確認表を活用」又は「申告書確認表及び要注意項目確認表を活用」と記載していただくようお願いいたします。</p>
Q4	「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」との違いは。
A4	<p>「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」は、調査課所管法人の中でも特に大規模な特別国税調査官所掌法人（特官所掌法人）を対象に実施しています。</p> <p>特官所掌法人のような大規模な法人の税務コンプライアンスを維持・向上していくためには、組織のトップから第一線に至るまで税務に関する認識を高めることが重要ですので、その維持・向上に向けた自主的な対応を国税当局が税務調査の機会に直接働きかける取組としています。</p> <p>これに対し、「申告書の自主点検と税務上の自主監査の促進」は、申告誤りや税務処理誤りにポイントを置き、広く一般に活用していただくことにより、税務コンプライアンスを維持・向上するための取組としています。</p>
Q5	法人会等が作成・配布している「自主点検チェックシート」との関係は。
A5	<p>法人会及び納税協会が作成・配布している「自主点検チェックシート」は、経理担当者が少人数の企業を念頭において作成されており、企業における日々の内部統制面の強化や会計経理面の質を向上させることを目的としているものと承知しております。</p> <p>「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、内部統制面や会計経理面の体制・手順が概ね整備されているものと考えられる調査課所管法人を対象に、提出直前の申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を促進し、申告誤りを未然に防止することを目的としています。</p>
Q6	調査課所管法人である当社は、法人会等が作成している「自主点検チェックシート」を活用しているが、今後は国税当局が作成した確認表を活用する必要があるのか。
A6	<p>確認表と法人会等が作成している「自主点検チェックシート」は目的が異なるものですので、確認表を活用するか否かは、貴社の実情に応じて、ご判断いただければ良いものと考えます。</p>

国税庁では、平成27年3月以降に決算期が到来する法人を対象に本取組を開始しております。確認表等は国税庁ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
www.nta.go.jp（ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる）